

## 導入促進基本計画

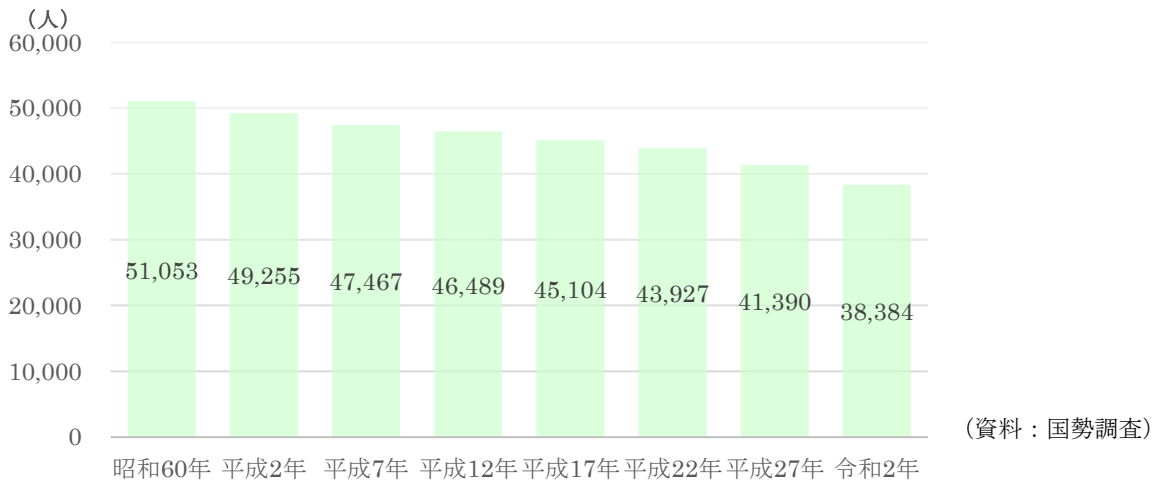
### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

##### ①井原市の人口構造

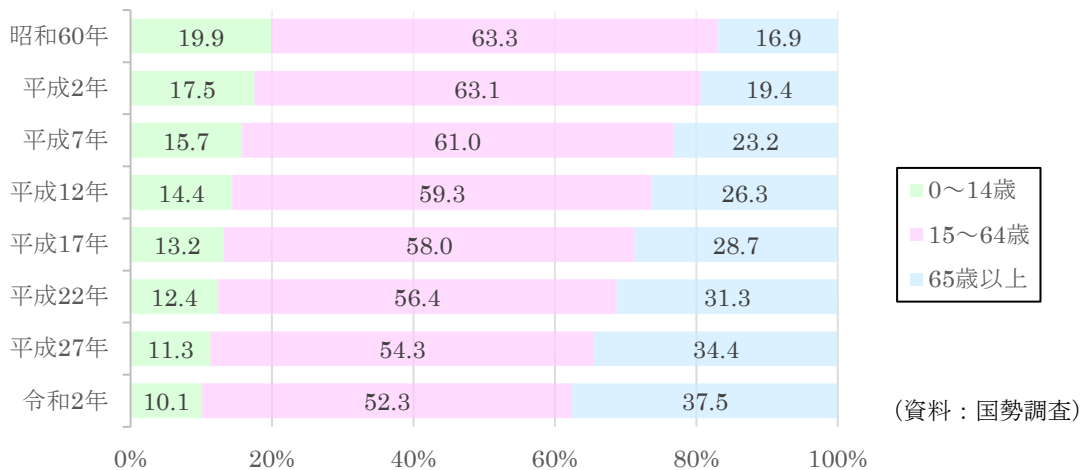
本市の人口は昭和60年の51,053人から年々減少傾向にあり、令和2年には38,384人となっている。

#### 【人口の推移】



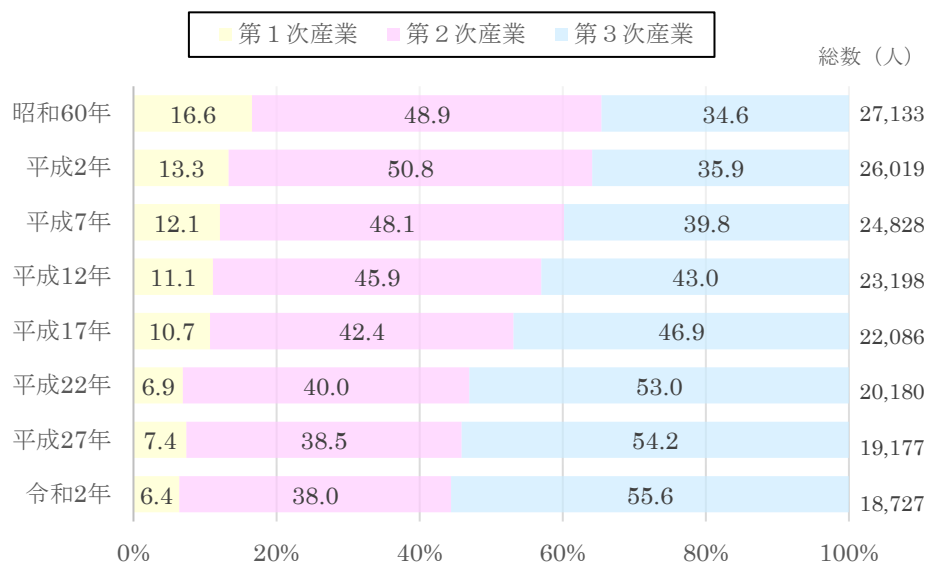
総人口は減少傾向にある中、高齢者人口比率は年々上昇しており、令和2年時点で37.5%と3割を超えている。一方で、年少人口比率は年々低下しており、令和2年には10.1%と少子高齢化が進行している。

#### 【年齢別人口構成比の推移】



また、就業人口は、昭和60年の27,133人から減少が続き、令和2年には18,727人となっている。産業別就業者の構成比の推移を見ると、第3次産業就業人口は平成17年に第2次産業就業者比率を上回り、昭和60年の34.6%から令和2年には55.6%と産業構造の3次化が進行している。

### 【産業別就業者構成比の推移】



(資料：国勢調査)

こうした中、国立社会保障・人口問題研究所による将来人口推計を活用した推計値によると、2060年には、このまま何も策を講じないと、本市の総人口は、20,205人まで減少が進み、年齢別構成比では、年少人口比率8.1%、高齢者人口比率は44.4%と急激に人口減少と少子高齢化が進行すると予想されている。

### ②産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、江戸時代から綿や藍栽培が盛んであったことから、テキスタイルやジーンズなどのアパレル製品を製造する繊維産業を中心に発展し、昭和40年代からの工業団地への企業立地の進展により、自動車部品、電気機械器具、プラスチック製品製造等の多様な製造業が集積し、高い技術力を有する企業も多数存在している。

本市の産業別の事業所割合は、約27%を卸売業、小売業が、続いて約17%を製造業が占めているが、従業者数の約42%、付加価値額の約55%を製造業が占めており、製造業を中心とした経済構造をなしている。

一方で、農林分野においては、ピオーネをはじめ、シャインマスカット等の生産により西日本有数のぶどう産地として市場から高い評価を得ている。また、香りが良く、品質が高い明治ごんぼう（ごぼう）の生産も行われている。

今後、人口減少等により就業人口の確保が益々厳しさを増す中で、イノベー

ションや差別化により新製品・新サービスを市内から生み出し、付加価値額を市内に分配することにより本市全体の生産性を向上させる必要がある。

## (2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、県内で最も設備投資が活発な自治体の1つとなり、更に経済発展していくことを目指す。これを実現するための目標として、計画期間中に40件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

## (3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を策定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

## 2 先端設備等の種類

井原市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が井原市内の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

## 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

### (1) 対象地域

井原市の産業は、市街地、工業団地、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、井原市内全域とする。

### (2) 対象業種・事業

井原市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が井原市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

## 4 計画期間

### (1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年6月14日から令和7年3月31日までとする。

計画期間は原則として2年間であるところ、市全体及び商工労政分野における施策の方向性が会計年度等の始期である4月に切り替わることから、これらとの連動を図るため、本計画の終期を令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

(1) 雇用の安定を図るため、人員削減を目的とした取組については、先端設備等導入計画の認定の対象としない。

(2) 健全な地域経済の発展を図るため、公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては、先端設備導入等計画の認定の対象としない。

(備考)

用紙の大きさは日本工業規格A4とする。